

## 自由契約児使用料徴収基準

(月額、単位:円)

階層区分	定 義	3 歳	4歳以上
第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	9,000	8,000
第 3	所得割課税額 48,600円未満	14,000	12,000
第 4-1	所得割課税額 57,700円未満	19,000	17,000
第 4-2	所得割課税額 77,101円未満		
第 4-3	所得割課税額 97,000円未満		
第 5	所得割課税額 169,000円未満	23,000	21,000
第 6	所得割課税額 301,000円未満	25,000	23,000
第 7	所得割課税額 301,000円以上	26,000	24,000

【以下に当てはまる場合は、保育料が軽減又は免除される場合がありますのでご確認ください。】

- ①保育所等に同一世帯で入所している場合、2人目以降が3歳以上児の場合は2人目以降無料、2人目が3歳未満児の場合は2人目が半額、3人目以降は無料とする。
- ②第2階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童の2人目以降は無料とする。
- ③第3階層、第4-1階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童が2人目の場合は半額、3人目以降を無料とする。

※無償化の対象外の為、保育料は全額保護者負担となります。